

豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務 仕様書

1.委託業務名 豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務

2.委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3.業務の目的

専門的な知識を持つ相談員による空家相談の窓口を設置し、空家所有者からの相談に対し、相談内容に応じて具体的な手法や専門家等の紹介、空家所有者と活用希望者とのマッチング等を行う体制を整備することにより、空家所有者の問題解決を図り、もって空家の発生抑制や、流通、活用、除去等の促進を目的とする。

4.業務の対象 豊橋市内全域の空家

5.業務の内容

ア 相談窓口の開設

空家所有者のための無料の相談窓口（豊橋市専用のWEBサイト）を開設し、空家所有者からメールや電話での相談について、迅速に相談に対応できる体制を整備すること。

イ 相談窓口の運営

相談員は、相続、売却、賃貸、管理、解体等、空家に関する多様な相談に応じ、空家所有者の問題を整理し、解決の方策を提示すること。

また、相談への対応にあたり、関係する分野の専門家等の協力事業者との連携協力体制を整え、必要に応じて紹介を行うこと。なお、協力事業者の選定にあたっては、原則として豊橋市内に業務の拠点を持つ者を選定すること。市内の事業者を選定できない等の場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

ウ 広報活動への協力

受託者は、発注者が行う年1回程度の広報誌等で情報発信を行う際に、資料の作成や提供に協力すること。

6.相談業務開始時期

相談窓口専用ページの構築後、動作確認等及び操作説明を実施し、発注者側の相談窓口開始前の検査をしたうえで、令和7年1月31日までに運用を開始するものとする。

7.報告書の作成

業務報告書及び業務における提出物については、A4判ファイリング及び電子データとし、それぞれ1部を提出するものとする。なお様式及び電子データの形式は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

8.業務における提出物

(1) 着手前

- ・実施業務工程表

(2) 相談窓口開始時

- ・相談窓口仕様書
- ・相談体制一覧表
- ・運営体制一覧表
- ・協力事業者等一覧表
- ・システム社内検査報告書

(3) 業務完了時

- ・業務報告書
- ・本業務の相談対応の一覧表

(4) その他発注者の指示するもの

9.その他

本仕様書に明示していない事項については、別途発注者と協議のうえ、決定するものとする。